

小竹町七福団地PFI 募集要項に対する質問と回答

No.	書類名	頁	質問項目	内容	回答
1	募集要項	4	第3章 3(1) 応募者	小竹町建設共同企業体入札参加等取扱要綱平成 19 年告示第 25 号 を開示いただけますか。	誤植のため「(小竹町建設共同企業体入札参加等取扱要綱(平成19年告示第25号)第2条第5号に規定する建設共同企業体を除く。)」を削除します。
2	募集要項	6	第3章 3(4) 構成員の制限	⑮構成員のいずれかが他の応募者として参加している者と記載がありますが、構成員ならびに町内企業と置き換えるべきではないでしょうか?	募集要項のとおりとします。
3	要求水準書(案)	11	第5章 3(3) 構造計画	日本住宅性能表示基準の耐震等級1(構造躯体の倒壊防止・損傷防止)以上とする。倒壊防止と損傷防止の関係を勘案すると耐震等級2以上で問題ないと考えますが、再度考察いただきますようお願いいたします。国等の補助金を本事業の財源利用するのであれば過剰設計による、会計検査院からの指摘を受けることのないように確認していただければ幸いです。	要求水準書のとおり、日本住宅性能表示基準における最低レベルである「耐震等級1」以上を必須とし、何等級を採用するかは事業者提案によるものとします。
4	優先交渉者(契約候補者)決定基準	3	別表-1 提案評価項目と配点表の検討	前回公募(R2.2.14)の優先交渉権者決定基準でもBT方式にも関わらず評価項目にて【資金調達/収支の妥当性】の項目が含まれていました。BT方式は、代表企業のコーポレートファイナンスにて資金調達することが通常であり、同項目は不要であると考えます。	「資金調達/収支の妥当性」の項目は、事業の成否に係るため、評価項目とします。
5	事業契約書(案)	3	第8条 2項 資金調達	本案件のPFI導入可能性調査において本事業契約に係るサービス対価請求権に対しての『担保権設定等』可否について、何件くらいの金融機関へサウンディング調査をなされたのでしょうか?	サウンディング調査は実施しておりません。担保権設定等については、事業契約書(案)の(直接協定)に記載のとおりとし、選定事業者決定後に必要に応じて協議します。
6	事業契約書(案)	2	第1条 総則	『この契約に示されていない点にて問題が発生した場合は、管理者及び選定事業者双方の協議により定めるものとする。』 上記の文章を追記していただけますか?	事業契約書(案)のとおりとします。選定事業者決定後に必要に応じて協議します。